

## 第一章 総則

本会の名称

### 第1条

本会は臨床ヘルスプロモーション研究会(CHP研究会、以下本会と略す)と称する。

本会の目的

### 第2条

本研究会は、世界保健機構(WHO)がオタワ憲章で述べた精神を理解し、ヘルスプロモーションを臨床の場で実践できる歯科医院を日本国内で増やすことを最大の目的とする。

さらには、広く市民に対して健康で幸福な人生が送れるようなサポートを行うことを目的とする。

## 第二章 活動内容

### 第3条

本会の活動内容は、以下のとおりである。

- 1.ヘルスプロモーションという考え方の普及、啓発(セミナー開催)
- 2.ヘルスプロモーションを臨床で実践できる歯科医院の育成(セミナー開催)
- 3.ヘルスプロモーションを普及、啓発できるリーダーの育成(セミナー開催)
- 4.会員相互の情報交換(会誌の発行等)
- 5.勉強会の開催(地域での勉強会開催等)
- 6.一般市民へ予防歯科・健康生活の啓発
- 7.その他、本会に関わる全ての人が、成長、学習するための支援・サポート

## 第三章 会員

本会の会員

### 第4条

本会は次の会員により構成される。

#### 1. 正会員:

本会の設立趣旨に賛同し、積極的にその役割を果たす意思がある者は、入会手続きの完了をもって正会員となることができる。

#### 2. 法人会員:

本会の設立趣旨に賛同し、積極的にその役割を果たす意思がある者で、歯科医院単位で参加を希望する者は、入会手続きの完了をもって法人会員となることができる。

#### 3. 準会員:

法人会員の管理・運営する診療機関に勤務する方で、本会の設立趣旨に賛同し、積極的にその役割を果たす意思のある方は、準会員登録の完了をもって準会員となることができる。

退会

### 第5条

退会を希望するものは、その旨を文書で事務局に通知し、退会することができる。

資格の喪失

### 第6条

退会の意志の有無にかかわらず、会費の納入が2年以上ないものは、会員資格を喪失する。

## 第四章 役員

役員

### 第7条

本会は会務執行機関として次の役員を置く。

1. 代表
2. 副代表
3. コアメンバー
4. 監事

役員を選出

### 第8条

役員を選出および任期は次のとおりとする。

1. 代表は、別に定める選挙規程に則って会員の中から1名選出する。
2. 副代表、コアメンバーは会員の中から代表が委嘱する。
3. 監事は、別に定める選挙規程に則って会員の中から2名選出する。
4. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

コアメンバー

### 第9条

コアメンバーは、本会の運営および事業計画について意見交換を行い、コアメンバー会議を開催して、次の事項を承認あるいは決定する。

なお、コアメンバーは地域性を考慮して代表が委嘱する。

1. 事業計画を審議し、予算などの重要事項を承認または修正する。
2. 監事を選出する。

監事

### 第10条

監事は、次に掲げる職務を行う。

1. コアメンバーの業務執行の状況を監査すること。
2. 本会の財産の状況を監査すること。

3. 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. コアメンバーの業務執行の状況又はCHP研究会の財産の状況について、コアメンバーに意見を述べること。

## 第五章 会議

### 総会

#### 第11条

本会の事業、役員承認、会務の運営、予算および決算などに関する事項を審議するために、毎年1回総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。なお、総会は、コアメンバー会議をもってこれに代えることができる。

### 総会の議長

第12条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

### 総会の議決事項

第13条 総会は、この定款を定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) その他、本会の業務に関する重要事項でコアメンバー会議において必要と認めるもの

### 定足数

第14条 総会は、会員現在数の三分の一が出席した場合に、その議事を開き決議することができる。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。出席者が定足数に満たない場合はコアメンバー会議をもって総会にかえることができる。

2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 会員への通知

第15条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

### 議事録

第16条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数、会議に出席した構成員の数、理事の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要

## 第六章 会計

### 第17条

本会の運営は、入会金、および会費によって賄われるものとする。

### 会計年度

#### 第18条

本会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

### 会費

#### 第19条

##### 1. 年会費

会費は前納制とし、次年度分を当年度に納めるものとする。

会員の年会費は、次に定める。

正会員：歯科医師 12,000円

その他 6,000円

法人会員： 30,000円

準会員：会費納入義務を負わない。

##### 2. 入会金

正会員は、入会金として5,000円納めるものとする。

法人会員は、入会金として10,000円納めるものとする。

準会員：入会金納入義務を負わない。

## 第七章 会則

### 会則の改正

#### 第20条

本会則の改正は、コアメンバー会議の3分の2以上の賛成かつ代表副代表の3分の2以上の賛成を得なければならない。

### 会則の適用範囲

#### 第21条

本会則は原則として歯科医院のみに適用するものとする。

## 第八章 補則

### 第22条

1. 会則に定めるもののほか、会則の施行に関して必要な事項は、別に定める。
2. 旅費規程は別に定める。
3. 選挙規程は別に定める。

### 附則

この会則は、平成20年1月1日から施行する。

平成20年8月10日改正 監事・補則

平成20年11月11日改正 総会

平成20年12月3日改正 会則の改正  
平成21年6月16日改正 役員を選出・補則